

## 蓮田市建設工事におけるコスト表示について

- 1 実施日時 平成15年11月1日
- 2 事業内容 新たに、工事概要説明板を設置し、コスト表示をするとともに、工事標示板に請負金額を表示する。
- 3 目的・理由 建設工事における透明性及びコスト意識の一層の向上を図り、市としての説明責任を果たすため。
- 4 経緯・経過 市では、厳しい財政状況の中、経営感覚を取り入れた行政改革への転換を進めており、より一層のコスト意識の向上が必要となっている。そこで、従来は建設工事の標示が工事中関係事項だけであったが、新たに蓮田市建設工事におけるコスト表示実施要領を作成し、コスト表示を実施する。
- 5 影響・効果 建設工事に係るコストが市民にわかりやすくなるとともに、市民も職員もコストに対する関心を持ち、事業に対する必要性等について判断する機会となる。

担当課 改革推進室

## 蓮田市建設工事におけるコスト表示実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事における透明性及びコスト意識の一層の向上を図り、市として積極的な説明責任を果たすため、事業実施に係るコストを市民にわかりやすく表示することを目的とする。

(コスト表示の実施)

第2条 コスト表示の実施は次の各号の方法により行う。

一 工事請負額の表示

(1) 工事請負額の表示は、「工事看板」を設置する工事について行う。

(2) 表示方法は、道路に設置する工事看板については、道路工事現場における標示設置等の設置基準(埼玉県制定 昭和50年3月28日)による道路工事標示板に、次に掲げる事項を表示した**建設工事中標示板**(様式 1)のとおりとする。それ以外の工事看板については次に掲げる事項を表示した任意の形式の掲示板とする。

・ 請負金額

・ 蓮田市〇〇部〇〇課所 電話番号

二 全体事業費、単位(延長、面積等)当たり事業費の表示

(1) 全体事業費、単位当たり事業費の表示は、市が発注する建設工事について行い、原則として請負金額500万円以上の工事とする。

(2) 表示方法は、**工事概要説明板**(様式 2)を基本とし、コストについて市民のわかりやすい内容表示に努める。

(その他)

第3条 工事概要説明板の設置は請負業者が行うこととし、工事主管課は工事費の積算において、工事概要説明板設置のための適正な費用を計上する。

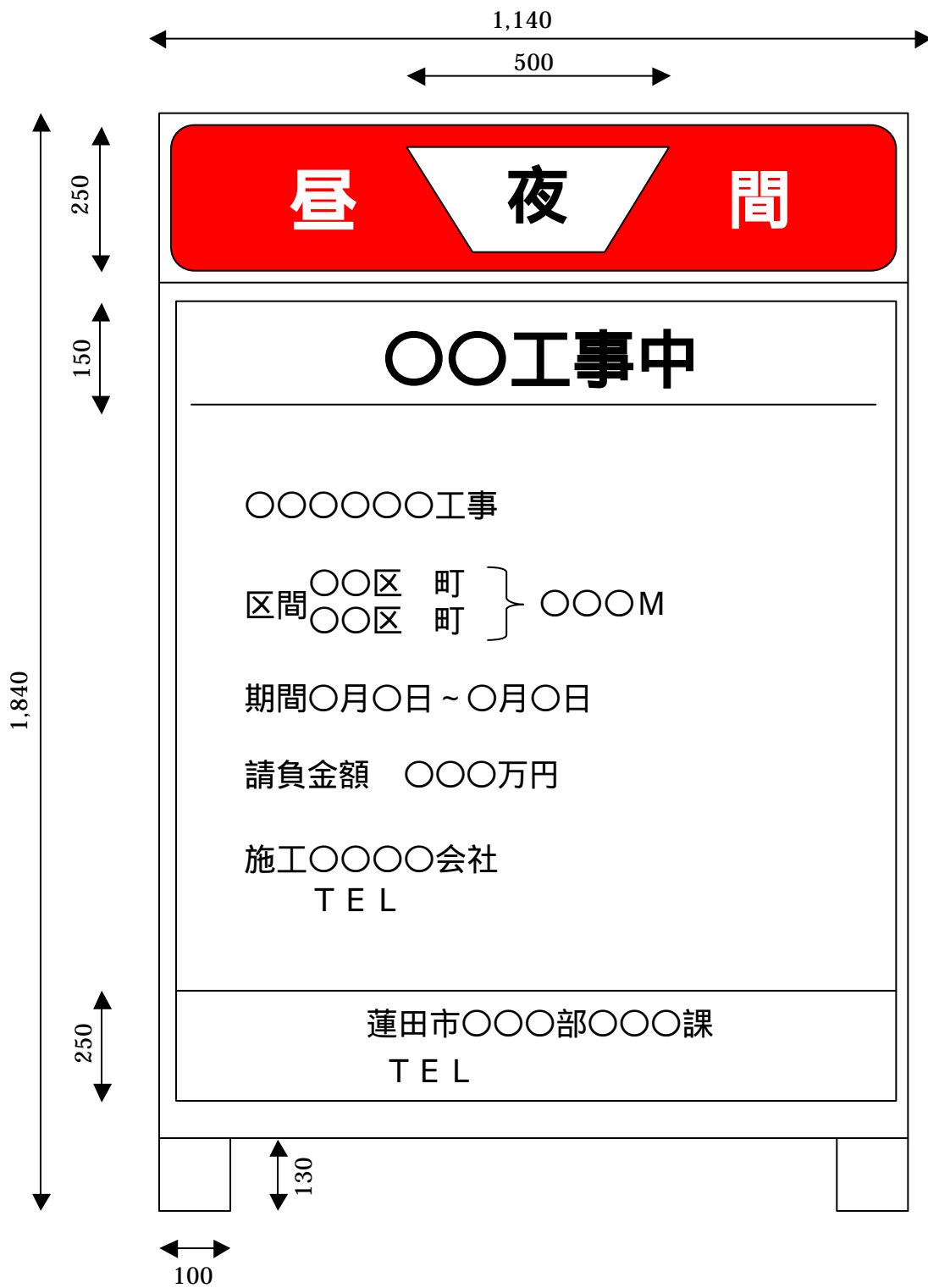
2 工事概要説明板設置対象工事については、工事発注時において業者に対し設置が必要であることを明確にする。

3 工事主管課はコスト表示に必要な事項を請負業者に提供する。

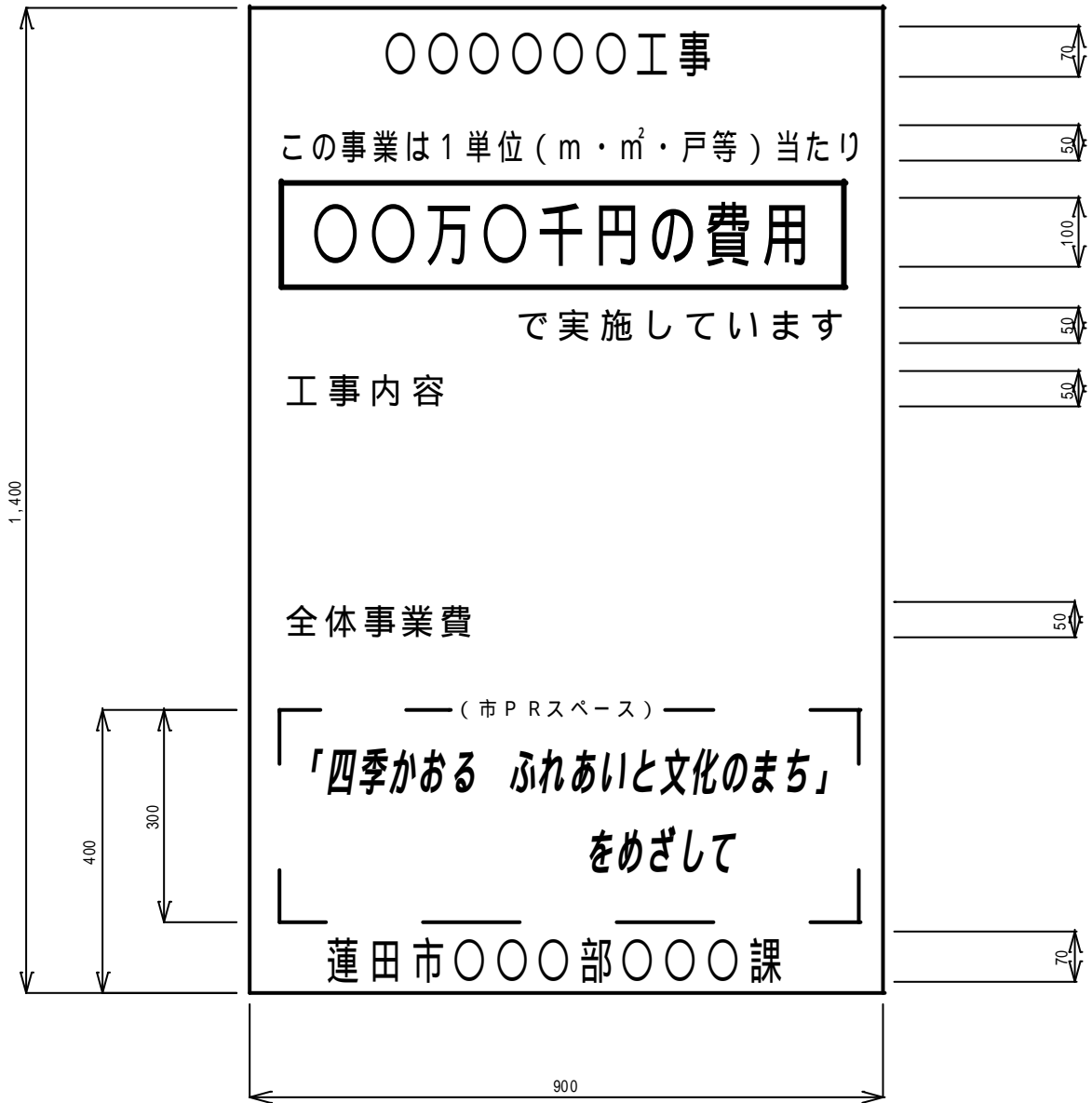
附 則

この要領は、平成15年11月1日から施行する。

建設工事中標示板



工事概要説明板



「〇〇万〇千円の費用」は赤色で他は黒か青色でお願いします。